

目 次

第1章 この計画について	1
1. 計画策定にあたって	1
(1) 人権に関わる社会動向	
(2) 計画の策定趣旨	
2. 計画の位置づけと計画期間	4
(1) 計画の位置づけ	
(2) 計画期間	
第2章 基本理念と人権教育・啓発推進の視点	5
1. 基本理念	5
2. 人権教育・啓発推進の視点	5
第3章 人権問題の目標と方針	7
1. 同和問題	8
2. 女性	11
3. 子ども	13
4. 高齢者	15
5. 障害のある人	17
6. 外国人	19
7. 患者等	20
(1) エイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群）	
(2) ハンセン病	
(3) 難病患者	
8. さまざまな人権問題	22
(1) 犯罪被害者等	
(2) 性的少数者	
(3) 刑を終えて出所した人	
(4) ホームレス	
(5) アイヌの人々・婚外子・識字問題・北朝鮮当局による拉致問題等	
9. 社会情勢の変化等により顕在化している人権に関わる課題	27
(1) インターネット社会における人権問題	
(2) 個人情報の保護	
(3) 安心して働ける職場環境の推進	
(4) 自殺対策の推進	

第4章 人権教育・啓発の推進	31
1. さまざまな場面での人権教育・啓発	32
(1) 保育所・幼稚園	
(2) 学校	
(3) 地域社会	
(4) 家庭	
(5) 企業・職場	
2. 人権に特に関係する職業従事者に対する研修の推進	37
(1) 役場職員・一部事務組合職員等	
(2) 教職員・社会教育関係者	
(3) 保健福祉関係者	
(4) マスメディア関係者	
(5) 消防職員	
3. 指導者の養成	39
4. 人権教育・啓発資料等の整備	39
5. 効果的な手法による人権教育・啓発の実施	39
6. 調査・研究成果の活用	40
7. 相談機関相互の連携・充実	40
第5章 計画の推進	41
1. 推進体制	41
2. 進捗管理	41
■ 用語解説	42
■ 資料編	53

【本文中の※（アスタリスク）の表示がある語句は、用語解説（P42～）に50音順で記載しています。】